



2024年5月16日

各 位

会社名 文化シャッター株式会社
代表者名 代表取締役社長 小倉 博之
(コード番号 5930 東証プライム)
問合せ先 C S R 統括部長 森 淳
(TEL 03-5844-7330)

(開示事項の経過) 損害賠償請求訴訟の判決 (控訴審) に関するお知らせ

当社が2022年6月17日付「損害賠償請求訴訟の判決 (第一審) に関するお知らせ」にて公表した訴訟 (以下、「本件訴訟」という。) につきまして、当社は、2022年6月30日に東京高等裁判所に控訴しておりましたが、本日、東京高等裁判所より判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京高等裁判所 2024年5月16日

2. 訴訟の経緯

当社は、2015年3月より日本IBM株式会社 (以下「日本IBM」といいます。) に「新販売管理システム」の構築を委託し、システム開発プロジェクトを開始しておりましたが、本件プロジェクトの中止により当社に多額の損害が生じる結果となりました。

当社は、日本IBMの債務不履行及び不法行為により会社に不測の損害を与えたものであると判断し、2017年11月27日、東京地方裁判所に対し、当社が被った損害である27億4475万5157円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで年6分の割合による金員の支払いを求める損害賠償請求訴訟の提起をし、2022年6月17日、日本IBMに対し、19億8331万6016円及びこれに対する2017年12月9日から支払済みまで年6分の割合による金員の支払いを命ずる旨の第一審判決が言い渡されました。

当社は、第一審判決の一部を不服として、2022年6月30日に東京高等裁判所に控訴し、日本IBMも控訴しておりましたが、本日、以下の内容にて控訴審判決が言い渡されました。

3. 判決の内容

- (1) 一審本诉被告 (日本IBM) の本件控訴を棄却する。
- (2) 一審本訴原告 (当社) の本件控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- (3) 一審本诉被告 (日本IBM) は、一審本訴原告 (当社) に対し、20億0564万9461円及びこれに対する2017年12月9日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- (4) 一審本訴原告 (当社) のその余の本訴請求を棄却する。
- (5) 一審本诉被告 (日本IBM) の当審における追加請求を棄却する。

- (6) 訴訟費用(一審本訴被告(日本IBM)の当審における追加請求に係る費用を含む。)は、第1、2審、本訴反訴を通じてこれを5分し、その1を一審本訴原告(当社)の負担とし、その余を一審本訴被告(日本IBM)の負担とする。
- (7) この判決は、3項に限り、仮に執行することができる。

4. 今後の見通し

今後の対応につきましては、判決文の内容を精査し決定いたします。当社の業績に及ぼす影響を含め、本判決について今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかに開示します。

以 上